



Transfer Pricing alert International Tax

BEPS: 行動計画 13 のベルギー・プログラム法への導入

1. BEPS 行動計画 13 のベルギー法への導入

税源浸食と利益移転 (BEPS) への対応策としての OECD の一連のイニシアチブの内、いわゆる「行動計画 13」は、移転価格リスクの評価および移転価格調査のための十分な情報を提供することによる透明性の向上を目指すものです。特に、OECD は、移転価格文書に関する三層アプローチにより、多国籍企業に (1) 国別報告書、(2) マスターファイル、(3) ローカルファイルの作成を義務付けることとなりました。

現在は、各国がこぞって OECD のガイダンスを国内法に移行する手続きを行っています。ベルギーにおいても、BEPS 行動計画 13 をどのようにベルギー国内法に移行すべきかを明確化したプログラム法草案が国会に提出されようとしています。

基本的にはベルギーは OECD のガイドラインを踏襲し、三層アプローチによる移転価格文書化義務を導入することはほぼ確実です。プログラム法草案では以下の通りです。

- **国別報告書作成義務:** グループ全体の連結収益 750 百万ユーロ超 (OECD ガイダンスを踏襲)
- **マスターファイルおよびローカルファイルの作成義務:** 単体の法定年次決算書の数値が、閾値の内いずれか一つでも超過する多国籍企業グループに所属するベルギー法人

- 営業収益と営業外収益の合計が 50 百万ユーロ
- 総資産が EUR 10 億ユーロ
- フルタイム従業員に換算した、年間平均従業員数 100

上記の内、(ベルギー外の)グループ内企業との取引が年間 100 万ユーロを超えないベルギー法人は、ローカルファイル中の「経済分析」を免除される。

- **罰則**: 上述の義務を順守しない会社に対し、1,250 ユーロから 25,000 ユーロの罰金。
- **適用開始**: 2016 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度
- **文書の使用言語**: 英語も認められるが、当局の要請があればベルギー公用語(オランダ語、フランス語、ドイツ語)への翻訳をしなければならない。本プログラム法草案が、OECD ガイダンスと特に異なる点

なお、本プログラム法草案が OECD ガイダンスと特に異なる点は、当局は、国別報告書のデータを国別報告書を経済・統計分析にも使用することができるとしている点です。OECD ガイダンスでは、国別報告書は、税源浸食と利益移転の潜在的な原因となりうる移転価格リスクの評価にのみ用いることができるとしていますので、範囲が少々拡大されることとなります。

2. 欧州理事会の「国別報告書指令」

欧州理事会では、上記とほぼ同時に、多国籍企業の税務情報交換に関する欧州理事会指令「国別報告書指令」を採択しました。本指令は、国別報告書に関する OECD のリコメンデーションについての解釈を欧州内で調和化することを目的としています。

この指令によりますと、連結収益が 750 百万ユーロ以上の多国籍企業グループは、すでに 2016 事業年度から、親会社の税務上の居住地である EU 加盟国の当局に対し国別報告書を提出することを義務づけられます。

EU 内の税務当局間の自動情報交換制度というフレームワークが既に存在しますので、親会社の加盟国に対し提出された国別報告書の情報は自動的に他の加盟国の税務当局に共有され、各国税務当局は、自国の法人の租税回避リスクを評価するためにこれを用いることができるようになります。本指令では、国別報告書の作成期限を事業年度末から 12 ヶ月以内としており、税務当局はそれから 3 か月以内に自動的にこの情報を他国の当局と共有しなければなりません。

お問い合わせ

本ニュースレターの内容についてお問い合わせは、下記の日系企業担当移転価格専門家までご連絡ください。

- ユルン・レメンズ (Jeroen Lemmens) 移転価格パートナー
jlemmens@deloitte.com, + 32 2 600 69 82
- ポール・ベルトラン (Paul Bertrand) 移転価格シニアマネージャー
paubertrand@deloitte.com, +32 9 393 74 78

国際税務・移転価格に関する全般的なご相談は、下記の日系企業担当ビジネススタックスコーディネーターまでご連絡ください。

- ウィム・エイナッテン (Wim Eynatten) 法人税パートナー
weynatten@deloitte.com, + 32 2 600 67 59

ニュースレターに関する日本語でのお問い合わせ、配信先の追加、配信停止等につきましては、以下のジャパンデスク・ビジネススタックスコーディネーターまでご連絡ください。

- 有馬輝 税務 シニアマネージャー
tarima@deloitte.com, + 32 2 600 67 57

税理士法人 Deloitte のページもご覧ください:

<http://www.deloitte.com/be/tax>



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, tax and legal, consulting, and financial advisory services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte has in the region of 225,000 professionals, all committed to becoming the standard of excellence.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the "Deloitte Network") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. No entity in the Deloitte network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2016. For information, contact Deloitte Belgium.

[Subscribe](#) | [Unsubscribe](#)